

店頭デリバティブ取引に係るご注意及び新生銀行FX契約締結前交付書面及び新生銀行FX取引ルール 新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧	備考欄
<p>新生銀行FX（店頭外国為替証拠金取引）のリスク等重要事項について</p> <p>(1) リスク等に係る注意点</p> <p style="text-align: center;">途中省略</p> <p>◆当行は、<u>お客さまの注文約定と同時に、システムによる自動発注により</u>、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を、下記(3)のカバー取引先と行います。当行は下記(3)のカバー取引先とのみカバー取引を行うところ、<u>当行またはカバー取引先の業務または財産の状況悪化等により、カバー取引が停止することがあります。この場合、カバー取引はお客さまの約定と連動しているため、お客さまは取引を行うことができなくなり、その間の相場変動によって、預託した証拠金を上回る損失を被るおそれがあります。また、万が一お客さまの注文が約定したにもかかわらずカバー取引が行われなかった場合には、新生銀行FXでは他のカバー取引先が存在しないため、当行がお客さまの取引により生じる損失をカバー取引と相殺できない結果、当行の損失が拡大し、当行の財務状況が悪化することにより、お客さまとの取引を継続できなくなるおそれがあります。</u></p>	<p>新生銀行FX（店頭外国為替証拠金取引）のリスク等重要事項について</p> <p>(1) リスク等に係る注意点</p> <p style="text-align: center;">途中省略</p> <p>◆当行は、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を下記(3)のカバー取引先と行いますが、当行またはカバー取引先の業務または財産の状況悪化等により、カバー取引が停止した場合は、当行がお客さまとの新生銀行FXを継続できず、お客さまの未決済の取引(建玉)が強制決済され、お客さまが損失を被ることがあります。</p>	

新	旧	備考欄
<p>2. 新生銀行FX（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について</p> <p>(3) 価格（レート）提示</p> <p>当行は、原則として買気配（=お客様の売値「ビッドレート」といいます）と売気配（=お客様の買値「アスクレート」といいます）の両方のレートを同時に提示いたします（この提示方法を「2Way方式」といいます）。当行は通常、カバー取引先から配信されるレートを参考にレート提示を行いますが、<u>当行またはカバー取引先の業務または財産の状況悪化、流動性が著しく低下するなどの外貨事情の急変、システム障害等により、カバー取引先からのレート提示がないなど、マーケットの実勢レートが提示できないと当行が判断した場合には、当行はレート提示を停止し、お客様のお取引ができなくなる場合がございます。この場合、当行は、カバー取引先よりレート提示を受け、そのレートがマーケットの実勢レートであると判断した場合に、レート提示を再開します。当行が提示を再開した時点のレートによっては、レート提示再開と同時にロスカットの対象となる場合があります。</u>また、当行の提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離したと当行が認める場合は、当該提示レート及び当該提示レートに基づく約定の訂正又は取消を行う場合があります。</p>	<p>2. 新生銀行FX（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について</p> <p>(3) 価格（レート）提示</p> <p>当行は、原則として買気配（=お客様の売値「ビッドレート」といいます）と売気配（=お客様の買値「アスクレート」といいます）の両方のレートを同時に提示いたします（この提示方法を「2Way方式」といいます）。当行は通常、カバー取引先から配信されるレートを参考にレート提示を行いますが、カバー取引先からのレート提示がないなど、マーケットの状況によっては、お取引ができない場合がございます。また、当行の提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離したと当行が認める場合は、当該提示レート及び当該提示レートに基づく約定の訂正又は取消を行う場合があります。</p>	

新	旧	備考欄
<p>2. 新生銀行 F X（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について</p> <p>(10) 約定の訂正・取消</p> <p>お客様の約定された取引は、原則として、訂正又は取消等はいたしません。また、お客様の手違い等による注文が約定した場合でも、当行は一切の責任を負わず、当該約定した取引は訂正等をいたしません。ただし、次に掲げる項目に該当した場合は、当行の判断において本来あるべき価格での約定に訂正又は約定の取消を行う場合があります。その場合、当行からお客様に対し、速やかにご連絡いたします。</p> <p>(連絡方法は取引画面内のお知らせ、電子メール、電話等、状況により異なります。)</p>	<p>2. 新生銀行 F X（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について</p> <p>(10) 約定の訂正・取消</p> <p>お客様の約定された取引は、原則として、訂正又は取消等はいたしません。また、お客様の手違い等による注文が約定した場合でも、当行は一切の責任を負わず、当該約定した取引は訂正等をいたしません。ただし、次に掲げる項目に該当した場合は、当行の判断において約定の訂正又は取消を行う場合があります。</p>	

新	旧	備考欄
<p><b>(16) ロスカットルール</b></p> <p>お客さまが選択したレバレッジコースにおいて、当行が定める範囲内で、予めお客さまが任意に設定したロスカットの水準(20%~95%)未満となった場合、お客さまの保有する全ての建玉は決済注文が執行され、全て強制的に決済されます(ロスカットルール)。ただし、当行は、ロスカットルールによる決済注文の執行を保証するものではなく、システム障害やその他の原因(以下、「システム障害等」といいます) <b>また</b> <b>は当行によるレート提示の停止</b>により、予定された通りに決済注文が執行されない場合もあります。また、ロスカット水準は、ロスカットルールが適用され決済注文が執行される水準であり、必ずその水準で証拠金が保全されることを約するものではありません。従ってシステム障害等が発生した場合や <b>当行がレート提示を停止した場合、あるいは</b> <b>相場が急激に変動したなどの場合には、</b>想定以上の損失が発生し、その損失が証拠金の額を上回る場合もあります。証拠金を上回る損失が生じた場合は、「7. 決済損金の不足」に定めるお手続きが必要となります。なお、ロスカットされた場合は、お客さまの全ての注文が取り消されますので、ご注意ください。</p>	<p><b>(16) ロスカットルール</b></p> <p>お客さまが選択したレバレッジコースにおいて、当行が定める範囲内で、予めお客さまが任意に設定したロスカットの水準(20%~95%)未満となった場合、お客さまの保有する全ての建玉は決済注文が執行され、全て強制的に決済されます(ロスカットルール)。ただし、当行は、ロスカットルールによる決済注文の執行を保証するものではなく、システム障害やその他の原因(以下、「システム障害等」といいます)により、予定された通りに決済注文が執行されない場合もあります。また、ロスカット水準は、ロスカットルールが適用され決済注文が執行される水準であり、必ずその水準で証拠金が保全されることを約するものではありません。従ってシステム障害等が発生した場合や相場が急激に変動したなどの場合には、想定以上の損失が発生し、その損失が証拠金の額を上回る場合もあります。証拠金を上回る損失が生じた場合は、「7. 決済損金の不足」に定めるお手続きが必要となります。なお、ロスカットされた場合は、お客さまの全ての注文が取り消されますので、ご注意ください。</p>	

新	旧	備考欄
<p><b>VII. 店頭外国為替証拠金取引のリスク</b></p> <p><b>5. カバー取引先のリスク</b></p> <p>当行は、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引をカバー取引先と行いますが、<b>新生銀行F×のカバー取引先は一社のみであるため、</b>当行またはカバー取引先の業務または財産の状況悪化等により、カバー取引が停止することがあります。<b>この場合、カバー取引はお客さまの約定と連動しているため、お客さまは取引を行うことができなくなり、その間の相場変動によって、預託した証拠金を上回る損失を被るおそれがあります。また、万が一お客さまとの注文が約定したにもかかわらずカバー取引が行われなかった場合には、新生銀行F×では他のカバー取引先が存在しないため、当行がお客さまの取引により生じる損失をカバー取引と相殺できない結果、当行の損失が拡大し、当行の財務状況が悪化することにより、お客さまとの取引を継続できなくなるおそれがあります。</b></p>	<p><b>VII. 店頭外国為替証拠金取引のリスク</b></p> <p><b>5. カバー取引先のリスク</b></p> <p>当行は、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引をカバー取引先と行いますが、当行またはカバー取引先の業務または財産の状況悪化等により、カバー取引が停止した場合は、当行がお客さまとの新生銀行F×を継続できず、お客さまの未決済の取引（建玉）が強制決済され、お客さまが損失を被ることがあります。</p>	

新	旧	備考欄
<p><b>VIII. 店頭外国為替証拠金に係る主要な用語</b></p> <p>(6) カバー取引（かばーとりひき）</p> <p>金融商品取引業者等が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として<u>行う</u>、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者等その他の者を相手方と<u>する</u>為替取引<u>若しくは</u>店頭外国為替証拠金取引をいいます。</p> <p style="text-align: center;">（以下、現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">（2017年4月）</p>	<p><b>VIII. 店頭外国為替証拠金に係る主要な用語</b></p> <p>(6) カバー取引（かばーとりひき）</p> <p>金融商品取引業者等が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者等その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。</p> <p style="text-align: center;">（以下、省略）</p> <p style="text-align: right;">（2016年9月）</p>	